

# ドイツの移民・難民対象のオリエンテーションコースの カリキュラムと教科書に関する一考察

吉 満 たか子

広島大学外国語教育研究センター

## 1. はじめに

2017年9月にドイツ連邦議会選挙が行われた。この選挙においてメルケル首相率いる与党CDU (Christlich-Demokratische Union Deutschlands, ドイツキリスト教民主同盟) とCSU (Christlich-Soziale Union in Bayern, バイエルン・キリスト教社会同盟) は戦後最悪の敗北を喫した。他方、メルケル首相の難民政策に反対する新党 Alternative für Deutschland (ドイツのための選択肢, 通称AfD) は709議席中91議席を獲得し第3党となった。この背景にあるのは、2011年に起こったシリア内戦以降、急増したドイツの移民・難民<sup>1)</sup>の受け入れである。2011年に53,347人であった難民申請者は、2012年には77,651人、翌年の2013年には127,023人にのぼり、選挙前年である2016年には745,544人となった<sup>2)</sup>。安井(2019)によれば、AfDの躍進は、CDUとCSUの右傾化を引き起こし、ドイツの難民政策に大きな影響を及ぼした。2018年3月にCDU/CSUとSPD (Sozialdemokratische Partei Deutschlands, ドイツ社会民主党) の大連立政権が発足すると、CSUの党首ホルスト・ゼーホーファー (Horst Seehofer) が難民問題を担当する連邦内務大臣となり、2018年7月4日に「難民基本計画」(Masterplan Migration) を打ち出した。ドイツ連邦移民難民庁の2018年度年次報告書“Migration, Integration, Asyl<sup>3)</sup>”によればこの基本計画は、4つのレベル、すなわち難民の出身国 (Herkunftsländer), 難民の通過国 (Transitländer), EUそしてドイツ国内において63の措置を取り、難民の流入に歯止めをかけるというものである。その骨子は、難民の出身国に対して開発援助を行い、その国の経済や政治を安定させることで移民や難民を減らす、通過国 (北アフリカ, ブルキナファソのサヘル地方, リビア, エジプト, ヨルダン, レバノン, トルコ) に対してもインフラ整備や投資を行うことで政情を安定させ、難民を通過国に留まらせることによりドイツへの難民流入を防ぐ、EUレベルでは国境、特に沿岸部の警備を強化して難民流入を防ぐ、そしてドイツ国内においては難民のドイツ滞在に関する法改正を行うと共に、難民の本国送還を促進するというものである。この基本計画は、ドイツに庇護を求めてやってくる難民の状況を著しく悪化させるものとして批判を浴び、またCDUもこの基本計画には反対であったが、最終的には承認された。その結果、2018年の難民申請者は185,853人にまで減少した。佐藤(2018)によれば、ゼーホーファーは世論と政策の乖離を察知し、2018年10月に行われたバイエルン州総選挙においてAfDに票が奪われることを恐れて難民政策の厳格化を図った。しかしながらCSUは10%以上の票を失った。このことから佐藤(2018)は、難民政策の厳格化が世論に支持されたと判断するには留保が必要であり、この政策がドイツの難民歓迎文化と難民抑制の間で世論の中に大きな緊張を生んでいると述べている。

ドイツの難民問題は数の上では収束に向かっていると見える。しかし、一旦ドイツに流入した難民の多くは、そのままドイツに残り生活することを望む。難民が社会に統合され自立した生活を送ることは、安定した持続可能な社会を作るための鍵とも言える。そのため、ドイツでは2005年の移民法 (Zuwanderungsgesetz) 導入以来、移民・難民に手厚い教育支援を行っている。

本稿では、移民・難民のための統合コースにおけるオリエンテーションコースのカリキュラムを考察し、ドイツが移民や難民に求める市民性を明らかにする。

## 2. オリエンテーションコースの目標とカリキュラム

### 2.1 オリエンテーションコースの目標

オリエンテーションコースは、移民・難民のための統合コースの一部である。2005年1月1日施行の移民法により、言語コースの受講時間は600時間、オリエンテーションコースは100時間と定められている。(図1)<sup>4)</sup>。

Integrationskurs 統合コース						
Sprachkurs 言語コース						Orientierungskurs オリエンテーションコース
Basiskurs 基礎コース			Aufbaukurs 発展コース			
Modul 1 100 UE	Modul 2 100 UE	Modul 3 100 UE	Modul 4 100 UE	Modul 5 100 UE	Modul 6 100 UE	100 UE

図1 法で定められた統合コース

Bundesamt für Migrantinnen und Flüchtlinge (連邦移民難民庁、以下BAMFと呼ぶ)が作成した“Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs“<sup>5)</sup>(『ドイツ全土で実施される統合コースの実施要領』)において、統合コースの目標は次のように記されている。

*Ziel des Integrationskurses ist die Förderung der Integration von Migrantinnen und Migranten im Sinne gesellschaftlicher Teilhabe und Chancengleichheit. Weiterhin soll in einer Auseinandersetzung mit der Kultur, der Geschichte, mit den politischen Werten der Verfassung, mit der Rechtsordnung und den politischen Institutionen des demokratischen Rechtsstaates der positive Umgang mit der neuen Lebenswelt gefördert werden.*

統合コースの目標は、移民の社会参画と機会均等を促進することである。さらには、民主的な法治国家の文化や歴史、政治における憲法の意味、法秩序やそして様々な政治機関と向き合うことにより、(移民と)新しい生活圏との肯定的な関わり合いが促進されるべきである。

(吉満訳)

この記述にあるように、統合の究極の目標は、移民や難民がドイツ社会においてドイツ人と同様に参画することである。そのためには、ドイツ語の習得だけでは不十分であり、ドイツの法と政治、歴史や文化の知識を身につけることが求められるのである。そのため、受講者はまず600時間のドイツ語コースを受講し、欧州共通言語参照枠のB1ないしはA2レベルのドイツ語を身につける。その後、100時間のオリエンテーションコースを受講し、修了試験を受ける。

オリエンテーションコースは、次のような6つの目標を掲げている。

1) Verständnis für das deutsche Staatswesen wecken

*Zugewanderte bringen aus ihren Herkunftsländern bestimmte Erfahrungen mit dem dortigen Staatswesen mit. Ihnen die Besonderheiten des deutschen Staatswesens (Föderalismus, Sozialstaatlichkeit, Parteiensystem) nahe zu bringen, ist ein wesentliches Ziel des Orientierungskurses. Damit verbunden ist das Verständnis für das institutionelle Umfeld, in dem sich Zugewanderte bewegen (Ausländerbehörden, Stadtverwaltung) und die Herausbildung von Urteilskompetenz hinsichtlich der politischen Prozesse im Aufnahmeland.*

ドイツの国家機構について理解する

移住者は、出身国の国家機構との経験を伴ってドイツにやってくる。彼らにドイツの国家機構の特性（連邦制、社会福祉、政党制）を理解させることは、オリエンテーションコースの重要な目標の1つである。この目標には、移住者が利用する機関（外国人局や市役所）について理解することや、受入国の政治的な手続きについての判断力を養うことも含まれる。（吉満訳）

2) Positive Bewertung des deutschen Staates entwickeln

*Die Vermittlung von Kenntnissen über grundlegende Werte der deutschen Gesellschaft, über das politische System und über die Rechtsordnung der Bundesrepublik Deutschland sollen eine positive Bewertung des deutschen Staates durch die Zugewanderten fördern und Identifikationsmöglichkeiten schaffen.*

ドイツの国家に対して肯定的な評価を育む

ドイツ社会や政治のシステム、ドイツ連邦共和国の法秩序についての根本的な価値についての知識を伝達することで、移民がドイツの国家に対しての肯定的な評価をすることを促進し、帰属意識を持つことができるようになる。（吉満訳）

3) Kenntnisse der Rechte und Pflichten als Einwohner und Staatsbürger vermitteln

*Das Wissen der Zugewanderten um ihre Rechte, auf die sie sich berufen können, ist eine wichtige Integrationsvoraussetzung. Zugleich muss auch deutlich werden, dass jeder Einwohner beziehungsweise Staatsbürger gegenüber der Allgemeinheit Pflichten hat.*

定住者およびドイツ国民としての権利と義務を理解する

移住者が行使できる権利についての知識は、統合のための重要な前提条件である。同時にすべての（ドイツに）定住する者およびドイツ国民は社会的義務を負うことが明確にされなければならない。（吉満訳）

4) Fähigkeit herausbilden, sich weiter zu orientieren

*Der Orientierungskurs vermittelt Grundkenntnisse in den genannten Themenfeldern. Darüber hinaus ist die Fähigkeit des selbstständigen Wissenserwerbs von großer Bedeutung. Der Orientierungskurs zeigt Möglichkeiten auf, den Wissenserwerb auch nach Abschluss des Integrationskurses selbstständig fortzuführen.*

### 自立的な情報収集能力を養成する

オリエンテーションコースでは、カリキュラムが定めたテーマに関する基礎知識を理解する。それ以外にも自立的に知識を得るという能力も重要である。

オリエンテーションコースでは、コース修了後もさらに自立的に知識を得ることができるように指導する。(吉満訳)

### 5) Zur Teilhabe am gesellschaftlichen Leben befähigen

*Eine Voraussetzung für gelingende Teilhabe ist, dass Zugewanderte die in Deutschland üblichen Verhaltensweisen und ihre Hintergründe sowie grundlegende Werte und Anschauungen kennen, sie reflektieren und mit ihnen umgehen können. Partizipationsmöglichkeiten sollen aufgezeigt werden.*  
社会生活への関与ができるようになる

社会参画が成功するための前提条件の一つは、移住者がドイツでは一般的な立ち居振る舞いやその背景および基本的な価値観やものの見方を知っており、それらを内省し、それらとうまくつきあっていけるということである。どうすれば社会に関与できるのかということが指導されるべきである。(吉満訳)

### 6) Interkulturelle Kompetenz erwerben

*Diese Fähigkeit ist für alle Einwohner wichtig. Interkulturelle Kompetenz erleichtert das Leben in neuen kulturellen Kontexten. Gleichzeitig hilft sie, die eigene Kultur zu reflektieren und die kulturelle Identität zu wahren.*

#### 異文化理解能力を習得する

この能力はすべての定住者にとって重要である。異文化理解能力は、新しい文化圏での生活の負担を軽減する。同時に、自らの文化を内省し、文化的アイデンティティを守ることに役立つ。(吉満訳)

1) の Verständnis für das deutsche Staatswesen wecken を「ドイツの国家機構を理解する」と訳したが、ここで使われている wecken という動詞は「目覚めさせる」あるいは「呼び起こす」という意味である。成人の移民・難民は出身国の国家機構に関する知識や経験を有している。しかし中には、国家機構や政治を意識することや自分なりの判断を下すことができない状況にあった者や、民主主義とは相容れない主義・主張を持ったままドイツにやってくる者もいると考えられる。したがって、ここで重要なのは、単に知識を伝達することではなく、移民・難民の持つ知識や経験にドイツの国家や政治を照らし合わせ、その上で民主主義の理解を促すことである。

2) ではドイツの国家や法、政治システムに対する肯定的 (positiv) な評価を身につけること、すなわち国家や法に対する信頼感を育み、ドイツ社会の一員としての帰属意識を養うことが目標とされている。

3) は、移民・難民は単に庇護されるだけの存在ではなく、定住者となった場合にはドイツ市民と同じく義務も負うこと、つまり国家と移民・難民がギブアンドテイクの関係にあることを明示している。

4) からは、オリエンテーションコースで伝達される知識はあくまでも基礎的なものであり、社会生活においては、それらをアップデートする必要があることが示唆されている。そのために

は、自らが情報を求めることが重要であり、自国では情報を自由に得ることができなかった移民・難民を啓蒙することの必要性を意味している。

5) では、移民・難民が社会に受け入れられるためには、ドイツにおいて一般的な立ち居振舞いや価値観とその背景を理解すべきであることを明示している。ここでは、理解して考えるということに重点が置かれており、「同化」や「文化の押し付け」が意図されているのではない。

6) で注目すべきは、移民・難民の文化的アイデンティティの保護という観点である。5) と同様、オリエンテーションコースは同化を目的としている訳ではない。異文化に対峙した際の戸惑いや、知識がないことに起因する嫌悪や拒否といった態度は、移民・難民だけでなく定住者であるドイツ人にも生じるが、この目標の本音は、移民・難民がドイツの文化を理解し、可能な限りそれに従うことであろう。

これら6つ目標からは、オリエンテーションコースを受講する移民・難民には、単なる「知識」だけではなく、その知識を社会生活において応用する「能力」を身につけることが期待されていることが分かる。

## 2.2 オリエンテーションコースのカリキュラム

オリエンテーションコースが掲げる6つの目標にアプローチすべく、BAMFは“Vorläufiges Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs“ (『ドイツ全土で実施されるオリエンテーションコースの暫定カリキュラム』、以下カリキュラムと呼ぶ)を作成し、授業時間数や教育内容を定めている。

オリエンテーションコースは3つのモジュールから構成されている。それぞれのモジュールで取り扱うテーマと時間数は、カリキュラムで以下のように定められている。なお、1 UE (=Unterrichtseinheit/ 授業単位)とは通常45分の授業を指す。

1. Einführung (導入 / 2 UE)
2. Modul I: Politik in der Demokratie (モジュール I : 民主主義における政治 / 36 UE)
3. Beschäftigung mit dem Text *Leben in Deutschland*  
(テスト「ドイツでの生活」の準備 / 1 UE)
4. Modul II: Geschichte und Verantwortung (モジュール II : 歴史と責任 / 16 UE)
5. Modul III: Menschen und Gesellschaft (モジュール III : 人々と社会の関わり / 36 UE)
6. Exkursion (エクスカージョン / 5 UE)
7. Kursabschluss (コースの仕上げ / 4 UE)

導入の時間は、教師と参加者が互いに知り合い、コースの目標や意義、学習内容などを理解するために充てられる。また、参加者がコースに対して何を期待しているのかを話し合う機会も設けられる。

モジュール I 「民主主義における政治」では、ドイツ基本法で定められた基本的人権や立憲主義に基づく大統領の存在、国家の責務と国民の義務、ドイツの立法機関と政党、社会と政治への参画について学ぶ。

モジュール I が終了した時点で、受講者がコース修了後に受験する試験「ドイツでの生活」の準備として1時間が充てられる。ここでは、テストに備えて何をどのように学ばよいかの説明

される。テスト準備のためのサイト Online-Testcenter（オンライン・テストセンター）についてこの段階で紹介される。

モジュールⅡ「歴史と責任」では、国家社会主義（ナチズム）のイデオロギーとそれがもたらした結果を学び、当時の思想や国家秩序が現在の民主主義と相容れないことを学ぶ。また、旧東独とドイツの再統一、ヨーロッパの統合についてもここで学ぶ。

モジュールⅢ「人々と社会の関わり」では、ドイツ人社会における価値観や多様性を学ぶ。これについては次項で考察する。

すべてのモジュールを修了した後はエクスカージョンが行われる。エクスカージョンは3つのモジュールで学んだ歴史や政治、社会生活に関連する場所を訪れることにより、学習を深めることを目的としている。「教室外で行う」ということが条件ではあるが、実施の詳細はオリエンテーションコースを実施する機関の裁量に任されている<sup>6)</sup>。

コースの最後には「仕上げ」として4時間が充てられる。このうち2時間で上記の試験「ドイツでの生活」の準備を行う。残りの時間では、コース中十分に話し合うことができなかった項目を取り上げる、あるいは学習項目の振り返りを行うことが可能である。また、最後の授業時間には受講者と教員の間でフィードバックを与え合うことになっている。

### 3. モジュールⅢ「人々と社会の関わり」

モジュールⅠおよびモジュールⅡではドイツの政治や法律、歴史などを学ぶが、これらは2.1で述べた統合コースの目標のうち、1) ドイツの国家機構について理解する、2) ドイツの国家に対して肯定的な評価を育む、3) 定住者およびドイツ国民としての権利と義務を理解する、にアプローチするためのものである。政治のシステムや法に関する知識はもちろん実生活に結びついているし、必要な知識ではあるが、本稿では移民・難民の日常生活と最も密接な関連にあるモジュールⅢ「人々と社会の関わり」に注目する。

#### 3.1 モジュールⅢの学習目標

カリキュラムには、オリエンテーションコースのモジュールⅢの学習目標がいわゆる Kann-Beschreibung（「～できる」の形式）で記述されている。

*Die Kursteilnehmenden (KT) können ...* 受講者は以下のことができる

1) *in den Prinzipien der Freiheit, Selbstbestimmung und Toleranz wichtige Grundlagen für ein friedliches Zusammenleben und konstruktives Miteinander in Deutschland erkennen.*

自由、自己決定および寛容を原則として、ドイツにおいて穏やかに共生し建設的に共存するために重要なことは何かを認識する。(吉満訳)

2) *wichtige interkulturelle Unterschiede und Gemeinsamkeiten beschreiben und Handlungsoptionen in Alltags- und Konfliktsituationen angemessen abwägen.*

重要な異文化との差異や共通点が言える。また日常生活やいさかいの場面における適切な行動のオプションを慎重に比較できる。(吉満訳)

- 3) *wichtige Voraussetzungen für eine gelingende Integration formulieren und die wechselseitige Verantwortung von Migrantinnen und Migranten und der Aufnahmegesellschaft erkennen.*  
統合がうまくいくために重要な前提条件を言うことができ、移民とそれを受け入れる社会は互いに責任を負うことを認識する。(吉満訳)
- 4) *die Vielfalt von Religionen, Konfessionen, Glaubensrichtungen und Überzeugungen in Deutschland beschreiben und auf die Glaubens- und Bekenntnisfreiheit im Grundgesetz zurückführen.*  
ドイツでの宗教や宗派、信条や信念の多様性が言える、またそれらが基本法における信仰と信条の自由に基づいていることを理解する。(吉満訳)
- 5) *Merkmale gegenseitiger Toleranz beschreiben und ihre Bedeutung für ein respektvolles und friedliches Miteinander von Menschen mit unterschiedlichen religiösen Überzeugungen und Glaubensvorstellungen angemessen einordnen.*  
互いに寛容であることの特徴が言える。また寛容の重要性を、異なる宗教や信条、宗教観を持つ人々と互いに尊重し穏やかに共生するために適用できる。(吉満訳)

1) から 5) の学習目標はそれぞれが独立したものではなく、有機的に関連していることが読み取れる。言い換えればこの 5 つの学習目標は、

- 1) 移民・難民とドイツ人が穏やかで建設的な関係を築くためには何が必要なのかを認識し、
- 2) トラブルが生じた際には、相手の文化を意識して自分が取るべき態度や行動を比較し選択する
- 3) しかしトラブルの責任は一方に生じるものではないことを確認した上で、
- 4) 互いの宗教や宗派、信条は尊重し、
- 5) 寛容であることとは何かを考え、寛容的な態度を取る

ということである。つまり、モジュールⅢで移民・難民が学ぶことは、ドイツ社会で穏やかに生活するために必要な知識と寛容な態度、そしてコミュニケーションスキルであると言える。この目標にアプローチすべく、このモジュールでは以下の 5 つのテーマに沿って授業が行われる。

- 1) Familie und andere Formen des Zusammenlebens (家族やその他の共生の形)
- 2) Rollenverständnis und Gleichberechtigung von Mann und Frau (男女の役割理解と同権)
- 3) Erziehung und Bildung (教育と教養)
- 4) Toleranz und Zusammenleben (寛容と共生)
- 5) Religiöse Vielfalt (宗教の多様性)

この 5 つのテーマにも次のような有機的な関連性が見て取れる。

- 1) まず誰にとっても身近である「家族」の形態が、多様であることを認識する
- 2) その上で、家族内での男女の役割や同権を考える
- 3) 次に子供や青少年にとって重要な外的世界である学校とその役割や教育の意義を考える

- 4) その上で社会生活や職業生活をスムーズに送るためには何が必要かを考える  
 5) 最後に、様々なトラブルや葛藤の原因となり得る宗教の問題を考える

### 3.2 モジュールⅢのカリキュラムと教科書

カリキュラムには各テーマの教育内容の詳細と時間数が記載されている。また、関連のある他のモジュールも記されている。ここでは、カリキュラムを紹介すると共に、それが実際の教科書ではどのように具現化されているかをテーマ毎に紹介する。オリエンテーションコースでは、移民難民庁が認定した教科書が使用される。2019年11月の時点で、オリエンテーションコースの認定教材は5点ある（表1）<sup>7)</sup>。

表1 オリエンテーションコース用認定教科書（2019年11月1日付）

タイトル	認定版	出版元	総ページ数
100 Stunden Deutschland	2017年第1版	Erst Klette Sprachen	144
Mein Leben in Deutschland – der Orientierungskurs	2018年第1版	Hueber Verlag	128
miteinander leben	2017年第6版	Landeszentrale für politische Bildung Baden-Württemberg	209
Orientierungskurs	2017年第1版	Cornelsen Verlag	132
Zur Orientierung	2017年第7版	Hueber Verlag	108

このうち、„miteinander Leben“ は公の機関であるバーデン・ヴュルテンベルク州立政治教育センターから刊行されているが、他の4点は大手出版社から刊行されている。本稿では『100 Stunden Deutschland』、『Mein Leben in Deutschland – der Orientierungskurs』、『Orientierungskurs』および『Zur Orientierung』の4冊を参照した。

#### 1) 家族やその他の共生の形（時間数：2 UE）

詳細目標	学習内容	関連モジュール
家族と共生の多様な形式が言える	核家族、未婚・既婚のカップル、大家族 片親家庭、パッチワークファミリー <sup>8)</sup> 、 法で認められたパートナーシップ	Modul I 基本法における基本的人権
家族と一緒に生活する際の、自分の期待や欲求を言い表すことができる	例：理解、暖かさ、受け入れ、共同生活、助け合い、 問題・危機的状況でのサポート、連帯感	Modul III 寛容と共生
共生に対する異なる考えを、類似する欲求や期待と合致させることができる	- 様々な家族の概念と個人の自由について考え、 ディスカッションをする - パートナー選択の自由 - 共生についての異なる考えを、類似する欲求や期待と合致させる - 自分の性的アイデンティティや性的指向に関係なく様々なパートナーシップを受け入れる	



教科書では多様な生活形態の名称が導入される。ドイツでは伝統的な家族形態である「父母＋子どもの家庭」や「片親家庭」, 「同性婚家族（レインボーファミリー）」や「週末婚家庭」, 「独身世帯」, 「子供のいない家庭」など, 可能な限りの生活形態が提示されている。また, 「様々な家庭環境の若者が, 家族との関係について語る」という形式のテキストを読むという課題も多くみられる。そのような課題では, 異なる家族観や家族やパートナーに対する欲求や期待が提示される。受講者はそれを読み, 自分の家族やパートナーとの関係, そして自分の欲求や期待についても考える。また, 受講者間でそれぞれが考える家族のあり方や役割を話し合い, 考えを共有することも行われる。このテーマはモジュール I で学ぶ「ドイツ基本法における基本的人権」にも関連するため, ドイツ基本法の第 6 条「婚姻と家族の保護」を読ませ, 分かりやすく説明した文と合致する条項を選ぶという課題も見られる。

## 2) 男女の役割理解と同権 (時間数: 6 UE)

詳細目標	学習内容	関連モジュール
家族構成員の同権と自己決定および同意に基づく家庭内の役割分担に関する考えを熟考できる	家事や育児における役割分担や決定の際に男女が平等に関与することについての振り返りとディスカッション	Modul I 基本法における基本的人権
女性が男性と同じ権利を持ち, 自立した人生を送るための観点と基準が言える	教育の機会と就職への道, 機会均等と同一労働同一賃金, 役割分担, 互いの尊重, 管理職・アドバイザー職・教職における女性の受け入れ, 職場での差別とセクハラ	Modul III 家族やその他の共生の形
上記の観点や基準が, 日常生活および職業生活での状況とどの程度合致しているかを評価できる	日常生活と職業生活における様々な場面で, 男女同権の基準を応用する	

このテーマの導入には, ほとんどの教科書が写真を使用している。例えば, 女性の兵士や政治家, 警察官, アイロンがけをする男性や小さな子供を連れてくる男性, バレエを習う男の子やおもちゃの車で遊ぶ女の子などの写真が掲載されており, 性別に基づく役割分担や職業選択に対する先入観を極力排除するという意図がうかがわれる。また, 役割分担に関する様々な意見を読み, それを基にディスカッションをするという課題においても, 「子供の出産後は妻が家で育児をしていたが, 今は自分 (= 夫) が育児を担当し, 妻が働いている」, 「私は未婚だけど, 結婚しても仕事を辞めたくない。子供が生まれたら育児休暇を取り, その後はまた仕事に戻る。経済的に夫に頼ることはいやだ」といった内容のテキストが導入されている。これらはドイツにおける女性の社会進出の実情を反映している。

また, モジュール I との関連で, 例えば「婚姻関係や家族における同権」という命題に関して「結婚したら, どちらの姓を名乗るかは夫が決める」や「婚姻関係で男女がそれぞれどのような役割を担うかを国は法律で定めている」などの文の正誤を問う問題も見られる。このような課題は, 特にイスラム教徒の移民・難民を意識したものであり, ドイツにおける一般的な価値観や慣習を学ぶことが求められる。それと同時に, 法秩序は文化的なアイデンティティの保持・保護よ

り優先されることが提示されるのである。

### 3) 教育と教養（時間数：8 UE）

詳細目標	学習内容	関連モジュール
ドイツにおける教育と生涯学習が個人の成長と就職において持つ意味を認識できる	就職と自立した生活のための教育目標を評価すること、異なる年齢層の人々に対する教育支援策	Modul I 基本法における基本的人権
子供や青少年が教育を受けた結果として得られる能力や強みが言える	例：自意識、興味、好奇心、自立性、責任を持つこと、言語能力とその他の基礎学力	国家の役割  社会への関与と政治参加
日常生活や自分を取り巻く環境における上記の強みや能力と支援の可能性の関連を認識する	両親が子供に刺激を与え、支援し、教育すること、余暇の過ごし方、幼児期の教育と育児、就学児童の日常、日常生活の習慣、メディアとの関わり	
性別にかかわらず、年齢にふさわしい教育を受けさせるための様々な選択肢を吟味できる	日常生活において、親のしつけと子供の自立で生じる緊張（例えば、親なしでの行動、友だちの選択、義務の分担、パートナーの選択）	

このテーマでは、ドイツでの子育てや学校教育制度に関する知識が導入され、教育を受ける意味や学校教育で習得できる能力、家庭内教育や生涯教育について学ぶ。教科書では、「時には子供に対して厳しくしなければならない」、「子供には良いことと悪いことをきちんと言わなければならない」、「子どもにも暴力をふるってはいけない。ドイツでは体罰が禁止されている」といったドイツ人家庭で重視される子育ての原則が提示され、それらについて自分の考えを述べる課題や、学校での保護者面談ではどのようなことが話されるかを聞き取るといった課題が見られる。また、「学校での行事」や「余暇の過ごし方」についても学ぶ。例えば学校の体育祭のチラシや保護者宛ての手紙を読んだり、文化施設の紹介文を読んだりする課題が見られる。

これらの課題からは、家庭や親の持つ文化的背景が引き起こす学校生活での問題を予防しようとする意図がうかがえる。余暇の過ごし方として、博物館や児童館、図書館などでの子供向けの文化イベントについてのテキストを読ませ、「そこでどのようなことが行われるか？」や「どのイベントに興味があるか？」といったことを話し合う課題が見られるが、移民・難民家庭とドイツ人家庭の文化資本の格差を埋めようとしていることが感じられる。

4) 寛容と共生（時間数：13 UE）

詳細目標	学習内容	関連モジュール
移住者として、ドイツでの生活にどのような意味を見出しているかを言える	例：移住者の功労を伝記から知る、ドイツの繁栄に対する貢献、ライフスタイルや芸術、文化、政治あるいは考え方への影響	Modul I 基本法における基本的人権
異文化間の習慣や規則、価値観の差異と共通点が認識できる	ジェスチャーや身体言語、規則志向、権威との関係、直接的・間接的コミュニケーション、取り決めに対する拘束力、典礼と習慣	社会への関与と政治参加
建設的な共生のために、日常生活での行動の選択肢を吟味できる	日常生活におけるトラブルの分析、行動の選択肢の評価、可能な解決策を導き出す	Modul II ドイツ分割と再統一の歴史
日常生活における自立と他律の問題を言い表すことができる	権威の評価、衣服や食事、職業選択、パートナー選択、宗教との結びつきなどライフスタイルや生活に影響を及ぼすものとの関わり	Modul III 宗教の多様性
様々な観点から行動の選択肢を吟味できる	日常生活の場面や事例から、行動の選択肢を熟考し評価する	家族やその他の共生の形
移住者と受け入れ社会が互いに期待することを熟考できる	受講者と受け入れ社会側双方からの期待、経験および評価	男女の役割理解と同権
移住者と受け入れ社会の様々な共生の形を評価できる	統合に対する様々な政策と共生の形：評価基準・アイデンティティへの影響・参画と団結	
統合がうまくいくための要因について自分の考えを述べることができる	例：政治と社会の大枠となる条件、実施されている統合プログラム、個人の姿勢とモチベーション、就業能力や就職の可能性	
トラブルをエスカレートさせるコミュニケーションの形式と行動と、建設的なコミュニケーションの形式と行動を区別できる	トラブルの分析、コミュニケーションの形式と行動の分類と評価、建設的にトラブルを解決するためのヒントと指針	

モジュールⅢで最も多くの時間を割いて取り扱われるのが「寛容と共生」である。教科書では、ドイツに暮らす人々が多様な文化的背景を持っていることが紹介されている。例えば、「17年前にセネガルからドイツへやって来た男性」、「ジャマイカ出身の両親のもとで、ロンドンに生まれた女性」、「アルジェリアからポーランドとフランスを経てドイツへ亡命した男性」などの経歴やドイツにおける現在の生活に関するテキストを読み、それに関する正誤問題を解き、クラスで話し合うといった課題が与えられている。

また、ドイツに暮らす外国人が日常生活で経験したカルチャーショックとドイツ人が国内外で経験したカルチャーショックに関するテキストが導入され、ドイツでの慣習やコミュニケーション

ンのスタイルを認識させるという課題も見られる。これらの多くはトラブルを伴うカルチャーショックである。例えば「中国では前もって連絡をせずに友だちを訪ねても問題ないが、ドイツではそうではない」、「白ロシアでは贈り物は大きくなければならぬ。娘が友だちの誕生日パーティーに招かれプレゼントを持って行ったが、他の人たちが小さなプレゼントしか持って来ておらず気まずい思いをした」といった外国人のエピソードや、「デンマークに行ったときに、知らない人とも古くからの友人と同じような距離感で話すことに戸惑った。ドイツでは知らない人とは距離を保つ」、「就職の面接に来た人から容姿を過剰に褒められた。褒められるのは嬉しいが面接でそのようなことを言うのはその場にふさわしくない。結局その人は面接で落とされた」といったドイツ人のエピソードが語られている。注目すべきは、いずれのエピソードにおいても、問題視される行動だけでなく、そこからの「気づき」が外国人とドイツ人の双方から語られるという点である。ここには、移民・難民の文化的アイデンティティを否定するのではなく、互いを尊重しつつドイツ社会での慣習を学ばせようとする教育的配慮が感じられる。

#### 5) 宗教の多様性 (時間数：8 UE)

詳細目標	学習内容	関連モジュール
ドイツにおける様々な宗教、信条、宗派が言える	ドイツでの異なる宗教や宗派および宗教とは関係のない諸団体についての概要	Modul I 基本法における基本的人権  国家の役割  社会への関与と政治参加
様々な宗教の表現形式の例を挙げることができる	シンボル、儀式、祝祭や祝日	
宗教や信条、宗派と自分がどのように関わりたいのかを言い表すことができる	例：宗教の自由、敬意を払い寛容で偏見を持たずに宗教を知ること、学校および学校外での道徳教育と宗教教育	
自らの宗教との関わり方から、異なる宗教や信条、宗派の人々に対して敬意を持ち寛容な態度で接するための原則を導き出すことができる	宗教の自由、政教分離、宗教に対する自分の期待を、他の宗教を持つ人々や無宗教の人々の立場で考える	

教科書の多くは、最初に様々な宗教を写真とともに紹介している。また、例えば Moschee (モスク)、Tempel (寺院)、Synagoge (シナゴーク)、Ikonostase (聖画像)、Guru (導師) など諸宗教の用語や、信者の数やドイツ国内で割合、それぞれの信者が語る宗教との関わり方なども導入される。他方、クリスマスやイースター、洗礼といったドイツで一般的なキリスト教の行事も紹介され、「ドイツでの隣人がそれらをどのように祝っているか」、「あなたは一緒に祝うか」などをクラスで話し合うという課題も見られる。加えて、宗教に関する知識だけでなく、「教会税」や「学校における宗教の授業」など国家とキリスト教の関係についてもここで導入されている。

#### 4. まとめ

移民・難民の統合コースは、2005年に施行された移民法に基づき実施されている。移民法の制定にあたり、2001年には新移民法の準備に関する独立委員会（Unabhängige Kommission zur Vorbereitung eines neuen Zuwanderungsgesetzes）は『移民の受け入れを設計する－統合を支援する（Zuwanderung gestalten – Integration fördern）』という報告書を作成している。その中に次のような記述がある。

*Die Neuankömmlinge wollen akzeptiert und willkommen sein. Wer nur geduldet ist, kann sich nicht wohlfühlen. Sie wollen fast alle Arbeit und nicht Sozialhilfe, suchen eine gute Schul- und Berufsausbildung, wollen mit Deutschen leben ohne ihre Herkunft (Identität) aufzugeben. Die Einheimischen erwarten, dass ihnen keine Nachteile durch Zuwanderung erwachsen, dass sie mit den Zuwanderern Deutsch sprechen können und dass sie als Aufnahmegesellschaft ihre Identität bewahren können. (S.200)*

ニューカマーは受け入れられ、歓迎されたいと思っている。誰だってお情けでそこにいるだけでは、気持ちよく過ごすことはできない。ニューカマーのほとんど全員が仕事に就きたいと思っており、生活保護を望んでいるわけではないし、良い学校教育そして職業教育を受けたいと思っている。そして自分たちの出自（アイデンティティ）を放棄することなく、ドイツ人と共に生きたいと思っている。ドイツ人は、移民によって不利益が生じないこと、移民とドイツ語で話ができること、そして受け入れ社会の者として自分たちのアイデンティティが守られることを望んでいる。（吉満訳）

オリエンテーションコースのカリキュラムおよび教科書には、この記述にある「移民によって不利益が生じないこと」や「受け入れ社会の者として自分たちのアイデンティティが守られることを望んでいる」といったドイツ人の本音とも言うべき移民・難民への期待が見え隠れしている。ここで言う「不利益」とは、「自分たちの日常生活が乱されること」であり「自分たちの価値観や社会通念が保持されない」ということである。例えば「時間を守る」、「休憩時間（13～15時／22時～翌朝8時）には騒音を出さない」、「ごみの出し方を守る」といった社会的なルールを守ることは、「きわめてドイツ的（typisch deutsch）」と定義され、すべての教科書で登場している。また、「自己決定」や「自立」、「男女平等」を「男女の役割理解と同権」にも重点が置かれていることから、この価値観や原則を保持することも、ドイツ人にとっては譲歩できない点であることが分かる。つまり、受け入れ社会のアイデンティティとは、社会のルールと価値観によって構成されているのである。

しかしここで言う「受け入れ社会のアイデンティティ」は決してドイツ固有のものではなく、「ヨーロッパのアイデンティティ」である。野澤（2013）によれば、1995年以降、ヨーロッパでは、社会の開放性、文化的多様性と民主主義を維持するために、アクティブ・シティズンシップ育成のための教育構想が打ち出されるようになり、現在それはEUの生涯教育政策の目標として位置づけられている。EUの教育政策を評価する生涯学習研究センター（Centre for Research on Education and Lifelong Learning, 通称 CRELL）の定義によれば、アクティブ・シティズンシップは「相互尊重と非暴力を特徴とし、人権と民主主義に基づく市民社会、コミュニティおよび（もしくは）政治への参加」を指す。これは、ドイツのオリエンテーションコースが目標とする移民・難民に求める市民性と合致する。

翻って、日本には「市民性の教育」という視点があるのだろうか。佐久間（2013）は、日本の学習指導要領には「市民」や「市民権」といった用語が一切登場していないことを指摘している。また、多文化・多民族化しつつある日本社会で次代を担う子供の教育には、市民性の涵養と市民としての権利の尊重が問われていると述べている。自国民の教育ですらこのような現状であるのだから、日本における移民をめぐる議論から移民のアイデンティティや市民性、政治参加といったことが聞こえてこないのも不思議ではない。しかしこれは看過できる問題ではない。本稿では、オリエンテーションコースのひとつのモジュールに焦点を当て教材を考察したに過ぎないが、そこには移民・難民政策の枠を超えた、民主主義維持を目標とするヨーロッパの市民性教育の確固たる理念と方針が貫かれていることが分かった。それと同時に、日本の移民受け入れに関する政策や議論、そして学校教育にもこのような大局的な視点からの目標が必要であることを痛感している。

### 注（すべての URL は2019年12月現在のもの）

- 1) ドイツは歴史的に多くの移民・難民を受け入れてきた。第2次世界大戦によって生じた Displaced Persons に始まり、1950年代から70年代の経済復興期にイタリアやギリシャ、トルコなどから出稼ぎに来た Gastarbeiter、旧東ドイツから旧西ドイツへ流入した Übersiedler などである。本稿で取り上げる統合コースを受講できるのは、シリアおよびエリトリアから来た庇護申請者と2019年8月1日以前に庇護申請を行った者およびドイツ滞在法により滞在が許可されている者である。
- 2) Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2019). Aktuelle Zahlen zu Asyl (01/2019). <https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Statistik/AsylinZahlen/aktuelle-zahlen-zu-asyl-januar-2019.html?nn=282388>
- 3) Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2019). Migration, Integration, Asyl. <https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/EMN/Politikberichte/emn-politikbericht-2018-germany.html>
- 4) 吉満（2019）参照。
- 5) Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2015). Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs. <https://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integartionskurs/Kurstraeger/Konzeptleitfaden/konz-f-bundesw-integrationkurs.pdf>
- 6) エクスカーションでどこへ行くかは、統合コースを提供している機関とその所在地によって様々である。例えばベルリンにある学校ではベルリンの壁を見学している。また別の学校では、ブランデンブルク州議会を訪れている。
- 7) Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2019). Liste der zugelassenen Lehrwerke in Integrationskursen. Stand: November 2019. <https://www.bamf.de/ScharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Integrationskurse/Lehrkraefte/Liste-zugelassener-lehrweke.pdf?blob=publicationFile>
- 8) パッチワークファミリー（Patchwork-Familie）は、離婚した親とそのパートナーや連れ子などで構成される家族形態を指す。

## 参考文献

- 佐久間孝正 (2013). 「日本における外国人と市民性教育の課題」. 『統合ヨーロッパの市民性教育』 247-261. 名古屋大学出版会
- 佐藤俊輔 (2019). 「難民危機後の EU: 危機の政治的インパクト」. 『混迷する欧州と国際秩序』 9-18. 日本国際問題研究所
- 野澤由紀子 (2013). 「アクティブ・シティズンシップとヨーロッパ」. 『統合ヨーロッパの市民性教育』 41-56. 名古屋大学出版会
- 安井宏樹 (2019). 「欧州難民危機とドイツの外交政策」. 『混迷する欧州と国際秩序』 19-27. 日本国際問題研究所
- 吉満たか子 (2019). 「ドイツの移民・難民を対象とする統合コースの基本理念と現実」. 『広島外国語教育研究』 22. 29-43. 広島大学外国語教育研究センター.
- Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2019). Aktuelle Zahlen zu Asyl (01/2019).
- Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2019). Migration, Integration, Asyl.
- Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2015). Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs.
- Bundesamt für Migranten und Flüchtlinge (2019). Liste der zugelassenen Lehrwerke in Integrationskursen. Stand: November 2019.
- Kommission „Zuwanderung“ (2001). Zuwanderung gestalten – Integration fördern. Berichte der Unabhängigen Kommission „Zuwanderung“.

## 〈教科書〉

- „100 Stunden Deutschland“. Erst Klett Sprachen. ISBN 978-3-12-675229-9
- „Mein Leben in Deutschland – Orientierungskurs“. Hueber. ISBN 978-3-19-011499-3
- „Orientierungskurs“. Cornelsen. ISBN 978-3-06-520959-5
- „Zur Orientierung“. Hueber. ISBN 978-3-19-0011499-6

## Abstract

### **The Curriculum and Textbooks of the Orientation Course for Migrants and Refugees in Germany**

Takako YOSHIMITSU

Institute for Foreign Language Research and Education  
Hiroshima University

This article presents the curriculum and its implementation in the approved textbooks of the orientation course for migrants and refugees in Germany. The orientation course for migrants and refugees is part of the integration course and consists of three modules, namely “Politics in Democracy”, “History and Responsibility”, and “People and Society”. In the module “Politics in Democracy”, the following are introduced: the basic human rights stipulated in the German Basic Law; the existence of a president based on constitutionalism; national responsibilities and national obligations; German legislative bodies and political parties; participation in society and politics. In the module “History and Responsibility”, the course participants learn the ideology of National Socialism and its consequences. This should also help them realize that the state order and the ideas of the time are incompatible with current democracy. In addition, knowledge about the reunification of East and West Germany and the integration of Europe is imparted. In the module “People and Society”, values and diversity in German society should be learned. The present article focuses on this module and introduces its theme and presentation method.

The texts and tasks in the textbooks show what expectations Germans have of immigrants and refugees. That means they do not want to suffer any disadvantages from immigration, and they want to maintain their identity composed of social rules and values. However, this identity is not a German identity, but a European identity. In Europe, to maintain openness of society, cultural diversity and democracy, an educational concept for active citizenship development has been launched, which is now positioned as the goal of EU lifelong education policy. This active citizenship is the ideal citizenship of immigrants and refugees.